

✚ 扶養者認定時に提出する書類

- 健康保険 被扶養者(異動)届
- 被扶養者現況書
- 住民票
- その他、下記該当するものすべて

(下記以外に、状況に応じて書類を依頼することがありますのでご了承ください)

対象者	提出書類
配偶者が扶養加入していない場合の子	両親の収入が比較できるよう現況書に記入 直近の源泉徴収票の写し
学生 (義務教育以下の方を除く)	在学証明書又は学生証の写し (義務教育の学生は不要)
収入がない方 (義務教育以下の方を除く)	非課税証明書
退職された方	雇用保険関係の書類(※下記参照)
同居が条件の方 (義父母、妻または夫の子供、甥、姪等)	住民票 (被保険者と確認対象者両方記載のもの)
パート・アルバイト等収入がある方	直近三カ月分の給与明細の写し
自営業の方	確定申告の写し
年金受給者	年金受給の明細 (老齢、遺族等受給分全て)
苗字が異なる扶養者	続柄を確認できる書類 (住民票・戸籍等)

✚ 雇用保険関係の書類

日額3,612円以上の失業給付受給中につきましては扶養者の削除をお願いします。

失業給付を受給の場合	受給手続き後、待機期間の記載のある部分の 受給資格者証の写し
失業給付を受給しない場合	・離職票①、②の写し ・雇用保険失業給付にかかる誓約書
失業給付を延長する場合	・延長の手続き後離職票①、②の写し ・受給延長通知書の写し ・雇用保険失業給付にかかる誓約書
失業給付の受給が終了している場合	受給資格者証の“支給終了”の 印字のあるものの写し

✚ 扶養認定の際の別居者に対しての送金証明書について

当健康保険組合の被扶養者認定審査について、別居者を扶養する（している）場合、生計維持の確認のための「送金証明書」が必要になります。

なお、送金額は別居者収入を上回る額の送金が必要です。

※原則手渡しは不可

「送金証明書」と認められるものは下記のとおりです。該当する方はご準備ください。

(注) 送金証明が揃わない場合、被扶養者としての資格を削除します。送金証明は必ず保管しておいてください。

- 新規認定申請（新たに扶養に入る申請）の場合

送金証明 **3カ月分**の添付が必要となります。

※一括・分割送金は不可としますので毎月の送金証明書をご準備ください。

- 送金証明書

(1) 認められるもの

【振込人・差出人】・・・被保険者（本人名義以外は不可）

【受取人】・・・被扶養者

銀行・郵便局 (窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼書 ・送金領収書 ・払込票 ・通帳 (コピー) 	送金額と受取人・振込み人の記載があるもの (通帳コピーの場合、送金以外の部分は消してください)
銀行・郵便局 (ATM)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用明細書 ・通帳 (コピー) 	送金額と受取人・振込人の記載があるもの (通帳コピーの場合、送金以外の部分は消してください)
現金書留	差出人が郵便局からもらう控えと受取人の届いた封筒表面のコピー	送金額・お受取人・引受日付印が記載のもの
インターネット	・送金額と受取人・振込人の記載がある書面	

(2) 認められないもの

銀行・郵便局	・一冊の通帳 (一つの口座) でのやり取りで、被保険者が通帳で入金し、その口座から受取人がキャッシュカードで下ろした際の通帳コピー
領収書	受取人が作成したもの
その他	送金額と受取人・振込人の記載がないもの

✚ 自営業

その事業のための直接的必要経費を差し引いた残りの額が生計を維持するための収入額となります。※ただし、減価償却費、租税公課、損害保険料、借入金利子、修繕費は経費として認められないので収入と判断します。